

平成28年度 第1回 庄原市総合教育会議次第

と き 平成29年1月23日（月）15:30～

ところ 庄原市役所本庁5階第2委員会室

1 開会

2 説明事項

（1）庄原市立小中学校の適正規模及び適正配置に係る提言について

（2）「しょうばら教育の日」の創設について

3 その他意見交換

4 閉会

庄原市総合教育会議構成員名簿

職 名	氏 名
市 長	木山 耕三
教 育 長	牧原 明人
教育委員 (教育長職務代理者)	末信 丈夫
教育委員	寺西 玉実
教育委員	中山 智恵子
教育委員	横山 和明

庄原市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する提言について

1 これまでの経緯

○ 平成 22 年 4 月 1 日

小中学校の統廃合については、平成 22 年 4 月 1 日の東城地域の統廃合をもって、合併前の市町で策定された適正配置計画を含め各地域ごとの計画は終了する。

- ・ 庄原地域：小学校 14 校 → 8 校（平成 20 年 4 月 1 日）
- ・ 西城地域：小学校 3 校 → 2 校（平成 19 年 4 月 1 日）
- ・ 東城地域：小学校 6 校 → 4 校（平成 22 年 4 月 1 日）
中学校 2 校 → 1 校（平成 21 年 4 月 1 日）
- ・ 口和地域：小学校 3 校 → 2 校（平成 10 年 4 月 1 日）
- ・ 高野地域：小学校 4 校 → 1 校（平成 15 年 4 月 1 日）
- ・ 比和地域：小学校 4 校 → 1 校（平成 20 年 4 月 1 日）
- ・ 総領地域：小学校 3 校 → 1 校（昭和 57 年 4 月 1 日）

○ 平成 28 年 5 月 30 日

今後の庄原市の教育の現状を鑑みて、児童生徒数の減少による小規模校の課題に対応するため、平成 28 年 5 月に「庄原市適正配置検討委員会」を設置し、学校再編に関する基本方針や基準などの検討を開始する。

○ 平成 28 年 12 月 20 日

「庄原市適正配置検討委員会」から提言を受ける。 ⇒ **別添のとおり**

2 今後の予定等

○ 平成 28 年 12 月 22 日

「庄原市適正配置検討委員会」の提言について、平成 28 年第 13 回教育委員会議で説明

○ 平成 29 年 2 月 ～ スケジュール未定

- ・ 教育委員会協議、事務局内協議
- ・ 学校別の今後の児童生徒数の推計調査（6 年間）
- ・ 方針・基準についての意識調査（アンケート）実施について検討
- ・ 適正配置の方針・基準の素案づくり
- ・ 各学校の適正配置スケジュールの作成
- ・ 学校適正配置の実施計画について公表

平成 28 年 12 月 20 日

庄原市教育委員会

教育長 牧原 明人 様

庄原市学校適正配置検討委員会

委員長 林 孝

庄原市立小中学校の適正規模及び適正配置について（提言）

当委員会は貴職からの提言依頼を受け、平成28年5月30日に発足して以来、計6回にわたる会議の開催、授業参観やビデオ視聴による実態把握、資料による課題の抽出・分析等を通じて、庄原市立小中学校の適正な規模及び配置について、慎重に論議を重ねてきました。

この度、その結果をまとめましたので、別紙のとおり提言いたします。この提言は、今後の庄原市における小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方についてまとめたものです。

貴職においては、庄原市の小中学校の規模及び配置の適正化を図る意義を十分考慮され、本提言の趣旨を踏まえて関係施策を進め、庄原市の教育環境の整備及び学校教育の充実を図られますよう期待しております。

庄原市立小中学校の適正規模及び適正配置について（提言）

平成 28 年 12 月
庄原市学校適正配置検討委員会

目次

はじめに	1
1 庄原市立小中学校の現状と課題	2
(1) 児童生徒数の推移と将来推計	2
(2) 学校規模の現状	2
(3) 学校配置の現状	3
① 学校配置と通学区域	3
② 通学手段と距離・時間	3
③ 指定学校変更・区域外就学	4
④ 部活動（中学校）	5
(4) 課題等	5
2 検討委員会の取り組み	6
(1) 調査・審議の経過	6
(2) 意見交換の内容等	7
① 学校規模について	7
② 学校配置について	7
3 庄原市小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方	9
(1) 適正規模について	9
(2) 適正配置について	10
(3) 特に考慮すべきこと	10
① 通学時間及び通学距離について	10
② 通学手段及び安全の確保について	10
③ 地域コミュニティへの影響について	10
④ その他	10
おわりに	11

[付属資料]

資料1：庄原市学校適正配置検討委員会設置要綱

資料2：庄原市学校適正配置検討委員会委員名簿

資料3：庄原市教育委員会の提言依頼

資料4：市内小中学校の児童生徒数の推移・推計

資料5：庄原市内小中学校位置図

資料6：小規模校における学校教育環境の要素別一覧

はじめに

近年、私たちの生活は、科学や情報通信技術の発展、国際化の進展、価値観の多様化などにより大きく変貌してきており、これからもその変化の度合いやスピードは膨らみ加速していくものと思われる。また、人口減少や少子高齢化傾向にある現状がますます深刻な状況になることが予想されている。

こうした激しく変動する社会にあって、本市では教育の基本理念を「ふるさとの学びを原動力として高い志を持ち続け活躍できる人材の育成」として、学校教育では、主体的に学び続ける児童生徒の育成を目指している。

本市の小中学校は、合併前後に旧市町単位で策定した適正配置計画による小中学校の統廃合が、平成 22 年 3 月末日の再編をもって完了し、小学校 19 校、中学校 7 校となったが、その後も児童生徒数は減少傾向にあり、小中学校の小規模化が進んでいる。

全国的にも児童生徒の減少による学校の小規模化が進む中、平成 27 年 1 月に学校規模のあり方に関する国の方針が示され、本市においても、小中学校の適正規模や適正配置についての検討は、避けては通れない現状に直面しており、喫緊の課題となっている。

本検討委員会は、こうした現状を踏まえて、今後の本市における小中学校の適正規模及び適正配置について調査・検討するため設置された委員会であり、平成 28 年 5 月 30 日付けの庄原市教育委員会からの提言依頼を受け、6 回にわたる会議の開催、授業参観やビデオ視聴による実態把握、資料による課題の抽出・分析等を通じて、慎重に論議を重ねてきた。

この度、庄原市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方についてまとめたので、ここに提言するものである。

1 庄原市立小中学校の現状と課題

(1) 児童生徒数の推移と将来推計

表1 児童生徒数の推移と将来推計

(単位：人)

区分	平成 22 年度 (前回再編後)	増減 (実績)	平成 28 年度 (現状)	増減 (見込み)	平成 34 年度 (将来推計)
小学校	1,791	△143	1,648	△192	1,456
中学校	967	△106	861	△42	819
合計	2,758	△249	2,509	△234	2,275

※平成 28 年度までの人数は、学校基本数報告（各 5 月 1 日現在）による

※将来推計における新入学児童数は、平成 28 年 5 月 1 日現在の住民基本台帳人口による

平成 28 年 5 月 1 日現在の児童生徒数は、2,509 人である。

合併前後に旧市町単位で策定した適正配置計画による学校再編完了後の平成 22 年 5 月 1 日現在の 2,758 人から 249 人減少している。

また、将来推計では平成 34 年度に 2,275 人となり、平成 28 年度からの 6 年間で、234 人減少する見込みである。

(2) 学校規模の現状

[小学校]

表2 庄原市立小学校における学校規模別学校数等（平成 28 年 5 月 1 日現在）

区分	小規模			標準規模	大規模
学級数	1～3 学級	4～5 学級	6～11 学級	12～18 学級	19 学級～
学校数	3 校	9 校	6 校	1 校	—
1 校当たりの 教職員標準定数	1～2 人	4～5 人	6～12 人	13～20 人	21 人～
1 校の児童数	21～22 人	38～60 人	55～252 人	347 人	—
1 学年の児童数	1～7 人	3～20 人	6～50 人	50～64 人	—
1 学級の児童数(単式)	5 人	4～19 人	6～40 人	25～31 人	—
1 学級の児童数(複式)	4～12 人	8～16 人	—	—	—

※標準規模は、学校教育法施行規則 41 条による

※学級数及び 1 学級の児童数は、特別支援学級を除く

※1 校当たりの教職員標準定数は、指導教諭・教諭の数である

平成 28 年 5 月 1 日現在の小学校数は、19 校である。

19 校のうち、国が示す学校規模の標準（12～18 学級）を満たす学校は 1 校のみ（12 学級）。残りの 18 校は標準を下回る規模（11 学級以下、以下「小規模校」）であり、全体の約 95%を占めている。

小規模校の内訳は、10 学級が 1 校、6 学級が 5 校、5 学級が 7 校、4 学級が 2 校、3 学級が 3 校となっている。

複式学級を有する学校（5 学級以下）は 12 校で、全体の約 63%を占めている。

また、児童数が最も少ない学校は 21 人、最も少ない学級は 4 人である。

教員配置において、1 校当たり 3 学級の学校は 3 校あり、教職員標準定数が 2 のため、教頭が担任を兼務している。

[中学校]

表3 庄原市立中学校における学校規模別学校数等（平成28年5月1日現在）

区分	小規模			標準規模	大規模
学級数	1～3学級	4～5学級	6～11学級	12～18学級	19学級～
学校数	5校	—	1校	1校	—
1校当たりの教職員標準定数	4～7人	7～8人	9～17人	18～28人	29人～
1校の生徒数	25～76人	—	187人	432人	—
1学年の生徒数	6～36人	—	59～64人	127～158人	—
1学級の生徒数	5～34人	—	29～32人	31～40人	—

※標準規模は、学校教育法施行規則79条による

※学級数及び1学級の生徒数は、特別支援学級を除く

※1校当たりの教職員標準定数は、教諭の数である

平成28年5月1日現在の中学校数は、7校である。

7校のうち、国が示す学校規模の標準（12～18学級）を満たす学校は1校のみ（12学級）。残りの6校は標準を下回る規模（11学級以下、以下「小規模校」）であり、全体の約86%を占めている。

小規模校の内訳は、6学級が1校、3学級が5校となっている。

また、生徒数が最も少ない学校は25人、最も少ない学級は5人である。

教員配置において、1校当たり3学級の学校は5校あり、教職員標準定数が、教科数に達していないため、非常勤講師で対応している。

(3) 学校配置の現状

① 学校配置と通学区域

表4 庄原市立小中学校設置状況（平成28年5月1日現在）

（単位：校）

地域	庄原	西城	東城	口和	高野	比和	総領	合計
小学校	8	2	4	2	1	1	1	19
中学校	1	1	1	1	1	1	1	7

本市の学校は、「庄原市公立学校設置条例」により、小学校19校、中学校7校を設置している。

通学区域は「庄原市公立学校の通学区域に関する規則」により定めている。

② 通学手段と距離・時間

[小学校]

表5 庄原市立小学校における通学手段と距離・時間の状況（平成28年5月1日現在）

通学手段	人数	通学距離	通学時間
徒歩	1,247人	最長 4.8km	最長 60分
スクールバス・スクールタクシー	313人	最長 20.0km	最長 45分
自家用車	64人		
路線バス	24人		

通学手段は、徒歩が最も多く75.7%、以下スクールバス・スクールタクシーが19.0%、自家用車が3.9%、路線バス1.4%となっている。

遠距離通学の児童に対しては、教育委員会が通学距離や対象地域を定め、スクールバス等の運行による通学手段の確保や、通学補助金の交付による保護者の負担軽減などの支援を行っている。

[中学校]

表6 庄原市立中学校における通学手段と距離・時間の状況（平成28年5月1日現在）

通学手段	人数	通学距離	通学時間
徒歩	280 人	最長 4.5km	最長 60 分
自転車	321 人	最長 7.5km	最長 45 分
路線バス・汽車	184 人	最長 23.0km	最長 60 分
スクールバス・スクールタクシー	42 人		
路線バスと自転車併用	14 人		
自家用車	9 人		
寄宿舍	11 人		

通学手段は、自転車が最も多く 37.3%、以下徒歩が 32.5%、路線バス・汽車が 21.4%、スクールバス・スクールタクシーが 4.9%、路線バスと自転車併用が 1.6%、自家用車が 1.0%、寄宿舍が 1.3%となっている。

遠距離通学の生徒に対しては、教育委員会が通学距離や対象地域を定め、スクールバス等の運行による通学手段の確保や、通学補助金の交付による保護者の負担軽減などの支援を行っている。また、東城中学校においては、寄宿舍を設置し通学が困難な生徒の就学支援を行っている。

③ 指定学校変更・区域外就学

表7 指定学校変更・区域外就学の状況（平成28年5月1日現在）

区分	学校数	人数
小学校	13 校	132 人
中学校	3 校	4 人

本市では「庄原市公立学校の通学区域に関する規則」により各小中学校の通学区域を定めている。指定された学校とは別の学校へ通学する場合、市内では「指定学校変更」、他市町村では「区域外就学」となり、いずれも特別な事情がある場合に限り、教育委員会が他の学校への通学を認めている。

○ 教育委員会が、特別な事情と認める要件は次のとおり

- ア. 地理的な理由
- イ. 身体的な理由
- ウ. いじめへの対応
- エ. 部活動等学校独自の活動
- オ. その他教育委員会が相当と認める事由
 - (例)：年度中途の転居の場合
 - 留守家庭の場合
 - 住所の移転が確定した場合

④ 部活動（中学校）

表 8 中学校部活動数（平成 28 年 10 月 1 日現在）

部活動数	3 部	4 部	5 部	6 ～ 9 部	10 部 以上
学校数	1 校	1 校	2 校	2 校	1 校

- 部活動加入率 全ての学校で 100%（運動部 約 75%、文化部 約 25%）
- 部活動数 最も多い学校 14 部（運動部 10 部・文化部 4 部）
最も少ない学校 3 部（運動部 3 部）
- 配慮していること
 - ・ 小規模校では、所属の部活動以外に季節や大会に応じて、他の活動を認めている（2 校）
 - ・ 単独校では部活動が成立しないため近隣校とチームを作っている（3 校）
 - ・ 希望する部がないための指定学校変更・区域外就学をしている

（4）課題等

本市の小中学校における規模・配置についての課題は、次のことが考えられる。

- 国の示す学校の標準規模を大きく下回る学校が多数存在しており、教育環境への影響が懸念されること。
- 国からも地域の実情に応じて、教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を検討・実施していくことが求められていること。
- 今後も少子化・学校の小規模化の進展が見込まれる中、少子化や学校の小規模化に伴う教育上の課題を検証し、本市における適正な学校規模や配置を検討していく必要があること。
- 小規模化により、教頭が担任を兼務したり、全ての教科の教員が配置されず非常勤で対応したりするなどの実態があること。
- 通学方法の中心である徒歩や自転車において、遠距離通学・長時間通学となっている児童生徒がいること。
- 中学校の部活動において、希望する部がなく指定学校変更をしたり、自校ではチームが組めず他校と合同で活動したりしている実態があること。

本検討委員会では、本市の中心的な課題である学校の小規模化に関する教育環境への影響を検証するため、授業参観やビデオ視聴による実態把握、資料による課題の抽出・分析等を行い、本市の児童生徒にとって望ましい学校教育のあり方を踏まえ、小規模校における学校教育環境について、要素別に論議・整理を行った。

【良い点・効果的と思われる主な事項】

- 意見や感想を発表できる機会が多くなる。
- 異年齢の子供同士で教え合える環境ができる。
- 様々な活動でリーダーを務める機会が多くなる。
- 個別指導が行いやすい。
- 学校施設が余裕を持って使える。
- 小回りが利き、学校経営の柱を立てやすい。
- 学校状況を把握しやすいため、学校経営のマネジメントサイクルがしやすい。
- 教員の目が届きやすい。
- 保護者や地域と連携しやすい。

【危惧される点・困難と思われる主な事項】

- 児童生徒が切磋琢磨し、多様な考え方から学び合う環境が作りにくい。
- 集団のなかでの自己主張や他者を尊敬する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力がつきにくい。
- 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい。
- 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある。
- 間接授業での子供の思考が止まったとき、サポートしきれない。
- 部活動の種類が限定される。
- 運動会・文化祭・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果に影響がでる。
- 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施が困難である。
- 班活動やグループ分けに制約が生じる。
- 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に工夫を要する。
- 複式学級においては、教員がかなりの力量をつけないと、教科のねらいを指導しきれない。
- 習熟度別指導、グループ別指導等の多様な指導方法をとることが困難となる。
- 教科別の教員に限られ、力量を高める内容が作りにくい。
- 部活動の指導者確保が困難となる。

2 検討委員会の取り組み

(1) 調査・審議の経過

第1回検討委員会（平成28年5月30日）

- 委員委嘱状交付
- 委員長及び委員長職務代理者選出
- 検討委員会の基本的事項の確認及び決定
- 提言の依頼
- 基礎資料の説明等、意見交換

第2回検討委員会（平成28年7月4日）

- 現状把握（学校視察・授業参観）、意見交換

第3回検討委員会（平成28年8月8日）

- 現状把握（ビデオ視聴による授業参観）
- 現状の評価、将来展望、課題等の抽出・分析等、意見交換

第4回検討委員会（平成28年9月14日）

- 適正規模・適正配置に関する基本的な考え方について検討、意見交換

第5回検討委員会（平成28年10月17日）

- 適正規模・適正配置について（提言・素案）の内容検討、意見交換

第6回検討委員会（平成28年11月21日）

- 適正規模・適正配置に関する提言（修正案）の内容検討、意見交換
- 最終調整及び教育委員会への提言書の提出は、委員長・副委員長へ一任

※ 教育委員会への提言書の提出（平成28年12月20日）

(2) 意見交換の内容等

本検討委員会では、これまで述べた「庄原市立小中学校の現状と課題」を踏まえ、今後の庄原市における小中学校の適正規模及び適正配置の基本的考え方について意見交換を行ってきた。主な内容は次のとおりである。

① 学校規模について

項目	検討委員会における意見等
本市における今後の学校規模について	○ 各学校における望ましい教職員数の面、児童生徒のコミュニケーションを図るという面でも、1学年で複数学級が望ましい。 ○ 教職員数という問題も念頭におき検討を進めてもらいたい。 ○ 学校視察やビデオで見た授業の様子なども含めて考えると、今後は1学年1学級を維持していくべきと思う。 ○ 複式学級を否定するものではないが、意見交流がしっかりできる人数の単式学級が望ましいと考える。 ○ 複式学級のこれまでの一定の成果を認めつつ、今後は単式学級を将来に亘って確保していくことが望ましいと思う。 ○ 1学年1学級という基準では、多くの学校に統合しなさいといっているのと同じである。 ○ 国が手引に示している適正規模の基準は、庄原市には合わないと思う。 ○ 庄原市の現実から言えば難しいのかもしれないが、1学年2学級が望ましい。1学年1学級では序列ができ、いじめが起きやすいという指摘を目にしている。2学級あれば、そういったときにもクラス替えなどで対応できる。 ○ 1学年で30人くらいが子供たちも伸び教師も目が届くので良い。そして子供同士の関係性なども考えると、1学年2学級が理想である。 ○ 学級編制ができる1学年2学級が理想的である。現状の庄原市では難しいかもしれないが、1学級で20～30人が良い。学級活動やグループ活動がしやすく、個々の力が発揮でき、埋没することもない。 ○ 個別指導や集団での学びあいができる、1学級20人が理想である。 ○ 1学級20～30人、1学年2学級が望ましいという意見が多く出ている。 ○ 小学校から中学校、中学校から高等学校へのスムーズな進学・移行を考えれば、1学級あたり小学校で20～30人、中学校で30人が望ましい。 ○ 1学級で野球やサッカー、競争もできる20人くらいが理想だが、通学距離のことを考えると難しい地域もある。 ○ 中学校においては、全ての教科の教員が配置されることが望ましく、1学年2学級では難しい。部活動のことも考えると、1学年4学級が望ましいと考える。 ○ 本市での学校規模を考えると、学級数もだが、1学級の人数に留意する必要がある。 ○ 中学校ではクラブ活動のこともあり、男子、女子ともに3種類ずつのクラブ数を想定すると、全校で90人程度、1学級30人程度は必要である。
その他学校規模について	○ 学校の規模だけでなく、配置の問題も含めて総括的に考えていかなければいけない。 ○ 教室の広さを考えると、1学級35人では余裕がない。 ○ 規模という面では、教員が指導しやすく、子供達が切磋琢磨できる規模を提言し、それを実現するときに配置をどうするかという2段階で考えていくのが良い。

② 学校配置について

項目	検討委員会における意見等
本市における今後の学校配置（通学区域・範囲・通学距離・通学時間等）について	○ 通学距離・時間を十分考慮する必要がある。子供にとって無理のないものでないといけない。 ○ 文部科学省は、子供の通学時間を概ね1時間以内と示していたが、冬場のことも踏まえて考える必要がある。 ○ 学区外の学校に子供を通学させる保護者がいるが、これらは学校の規模のことを重視している保護者がいるという証である。

	○ 教員配置の課題も含め考えると、単式学級を基本とし、配置の問題が絡み難しいのであれば複式も検討するという流れが望ましいと考える。 ○ 配置には生活圏・通学距離・地域コミュニティのことなど、様々なことを踏まえ考えていく必要があるため、規模の視点とは別に考えるべきである。 ○ 適正化のための学校の建て替えは難しいので、スクールバスを使用し、1時間以内に通学できる拠点校へ段階的に統合することを検討すべきである。 ○ 文部科学省は通学時間を片道1時間以内が望ましいと示しているが、小学生のバス通学では30分以内というように短く設定してほしい。 ○ 部活動は、人数が集まれば活動はしやすくなるが、通学時間が長くなり過ぎると、活動時間が制限されてしまうので、その点も考慮する必要がある。 ○ まず小学校において段階的な拠点校への統合を検討し、中学校の統合については通学距離的にも難しいため、もう少し長いスパンで検討すべきである。
学校と地域との関わりについて	○ 今日の社会では、グローバルな社会に出ていく子もいると思うが、地域の中で育っていく子供達のこととも考慮していただきたい。 ○ 保育所の時から地域外に出ると、友達づきあいのこともあり、小学校以降も学区外に出て行くケースも多い。 ○ 旧市町単位を越えての統合を決断することはなかなか難しい。 ○ 少子化の流れの中で、将来を考えたときにはこうならざるを得ないというある程度決められた形をつくる必要がある。地域の声を生かせば、「うちの学校は残して欲しい」ということが出てくる。 ○ 地域の意見をしっかりと聞き、各地域がさびれていかないような学校のあり方や支援策を考えていく必要がある。 ○ 各地域の学校存続に対する声もしっかり聞いてほしい。 ○ 学校と地域とのつながりの視点を持ち、適正配置を考えて欲しい。 ○ 「地域の願いや文化」は子供の教育にも深く関わってくる。数値化ができる「規模」を基に理想としての方針を打ち出し、数値化できない「地域の願いや文化」を付帯事項として検討していく必要がある。 ○ 地域とともにということも大切だとは思いますが、そもそも学校は学力をつけ知識を学ぶところである。どういう人数や学級数が本当に子供達の学力につながっていくのかという視点が大切である。 ○ 子供達の学力も大切だが、地域の輪や人付き合いの力を育てるのも大切であり、それが学力につながっていけばなお良い。 ○ 学校は学びの場、地域とつながってのものであるが、その取り組みをしっかりと行おうとすると、やはり学校にはある程度の人数が必要である。 ○ 旧町部で1中学校しかなかった地域では、他の地域にある学校と統合するのは難しいと思われる。
その他学校配置について	○ 通学や部活動などの問題、子供達の気持ち、地域コミュニティのこと等、色々な要素を提言へ盛り込んでいければと思う。 ○ 通学区域を弾力化すれば、家庭訪問など、直接児童・生徒宅を訪問する際の学校の負担が増す。 ○ 通学区域をなくすのではなく、緩和化・弾力化をするならありだと思う。通学路・登下校の安全管理、家庭訪問という点では難しさはある。 ○ 通学区域の弾力化を行うと、大規模校へ子供が流れ、小規模校の存続が危うくなる。 ○ クラブ活動を根拠とした学校の選択は、庄原市では認めている。

3 庄原市小中学校の適正な規模及び配置に関する基本的な考え方

(1) 適正規模について

国が示す学校規模の基準によれば、ほとんどの学校が小規模校である現状を踏まえて、今後の適正規模に関する基本的な考え方を次のとおりとする。

[小学校]

1 学級あたりの児童数は 20～30 人で、1 学年の学級数は 2 学級以上が望ましい。
なお、本市の実情を考慮しても、少なくとも単式学級編制が望ましい。

[中学校]

1 学級あたりの生徒数は 30 人程度、1 学年の学級数は 2 学級以上が望ましい。
なお、本市の実情を考慮した場合、1 学年 1 学級の規模でもやむを得ない。

(理由)

1 学級あたりの児童生徒数について

- ・ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることができ、切磋琢磨しながら、社会性やコミュニケーション能力が身に付きやすい。
- ・ 意見交換がしっかりでき、豊かな人間関係を育むことができる。
班活動やグループ分けが行いやすく、多様な指導方法や教育活動が展開できる。
- ・ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏など集団学習にも適している。
- ・ 児童生徒の良さが多面的に評価されやすく、多様な価値観に触れさせることができる。
- ・ 学級の人数が少ないと、男女比の偏りが生じやすい。
- ・ 今後の学習に求められる「主体的で対話的な深い学び」の観点からも、関わりの多様性を生み出し、集団の中でしっかり考え、議論することができる。

1 学年の学級数について

- ・ クラス替えができ、クラス同士や同一学年で切磋琢磨する教育活動ができる。
- ・ 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しにくく、新しい発見や学習意欲、相手を認め競い合う気持ちを高めるのに適している。
- ・ 部活動の選択範囲が広がり、学校の活性化につながる。(中学校)
- ・ 運動会・文化祭・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果がより一層高まる。
- ・ 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置により、教職員同士の切磋琢磨ができ、指導技術の相互伝達、授業改善など、資質向上に繋がる取り組みが可能となる。
- ・ 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が軽減され、組織的・機能的な学校運営が可能である。

単式学級編制について

- ・ 複式学級は、特に教員の教える能力や児童の学ぶ力量に左右されやすく、教材研究・指導準備など、教員の負担が大きい。
- ・ 学習指導要領の内容は、複式学級を想定していない。
- ・ 複式学級は、実習・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に困難が生じる。

(2) 適正配置について

児童生徒数の減少により学校の小規模化が進んでいるため、隣接校との通学区域の変更による適正規模の確保は困難である現状を踏まえて、今後の適正配置に関する基本的な考え方を次のとおりとする。

[小学校]

児童の通学への影響を考慮しながら適正規模を確保するためには、旧市町の区域内において学校の再編を検討すべきであり、特に単式学級編制につながる配置に努める必要がある。

[中学校]

既に旧市町の区域内に1校の配置となっているが、適正規模を確保するためには、旧市町の区域を越えた学校の再編を検討する必要がある。

(3) 特に考慮すべきこと

小中学校の再編にあたっては、児童生徒の教育環境の充実を図ることを第一義とするとともに、学校が地域で果たしてきた機能や役割にも十分配慮しながら取り組む必要があることを踏まえ、次の事項については特に考慮すべきこととして要望する。

① 通学時間及び通学距離について

- ・ 広大な市域を考慮すると、遠距離通学はやむを得ない面があるため、通学距離ではなく通学時間を優先して検討する。
- ・ 通学時間は、現状を考慮し概ね60分以内を一応の目安とする。

② 通学手段及び安全の確保について

- ・ 小学校児童の通学手段は徒歩を基本とし、遠距離通学の場合はスクールバスが望ましい。
- ・ 中学校生徒の通学手段は徒歩又は自転車の基本とし、遠距離通学の場合は路線バスや汽車又はスクールバスが望ましい。

③ 地域コミュニティへの影響について

- ・ 保護者及び地域住民の声を聞くなど、地域の実情把握に努める。
- ・ 保護者及び地域住民へ説明や協議を行い、理解を求める。
- ・ 学校を支えてきた地域とのつながりを大切にし、教育の営みによって培われた取り組みは継続していく。
- ・ 再編する場合は、それによって生まれる学校とその校区の地域住民との間に、新たな関係を創出するよう配慮に努める。

④ その他

- ・ 再編する場合は、児童生徒が落ち着いて学習や生活ができるよう、教育委員会は学校への適切な指導や支援、教職員体制上の配慮に努める。
- ・ 再編により使用しなくなる学校施設・土地の活用については、地域住民の総意を踏まえ協議を行う。

おわりに

本検討委員会は、児童生徒が減少している本市の現状と将来展望を踏まえ、次代を担う子供達が、より良い環境の中で教育を受けられることを主眼に置き、これまで積み上げられてきた本市教育の取り組みを大切にしながら、小中学校の適正規模及び適正配置について、多角的かつ客観的な観点から慎重に論議を重ねてきた。

学校は、児童生徒一人一人の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としており、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力、判断力、表現力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要である。

同時に、学校は地域社会の将来を担う人材を育てるとともに、地域コミュニティの核として、防災、保育、地域交流の場など、様々な機能を併せ持っている。

したがって、学校の規模や配置の適正化を進めるにあたっては、児童生徒の保護者や就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、学校を支えている地域の理解や協力を求めるなど、「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえた丁寧な論議が大切である。

また、今後も本市において少子化は更に進むことが予測される中、学校規模の適正化をめぐって、学校の小規模化に伴う諸問題への対応や指導のあり方など、将来にわたって継続的に検討・研究していかなければならない課題である。

本提言は、広大な市域に多数の小規模校を有する本市の実情に鑑み、より適正な学校規模として目指すべき目標を示すとともに、それを実現するための適正配置の基本的考え方や特に考慮すべき事項を整理している。

今後も本市教育のより一層の充実を願うとともに、基本理念である「ふるさとの学びを原動力として高い志を持ち続け活躍できる人材の育成」の実現に向け、本提言を契機として、学校・家庭・地域・行政が一体となって、学校の規模及び配置の適正化に取り組まれることを期待する。

平成 28 年 12 月 20 日

庄原市学校適正配置検討委員会

庄原市立小中学校の適正規模及び適正配置について（提言）

付属資料

資料１：庄原市学校適正配置検討委員会設置要綱

資料２：庄原市学校適正配置検討委員会委員名簿

資料３：庄原市教育委員会の提言依頼

資料４：市内小中学校の児童生徒数の推移・推計

資料５：庄原市内小中学校位置図

資料６：小規模校における学校教育環境の要素別一覧

庄原市教育委員会告示第 8 号

庄原市学校適正配置検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成 28 年 3 月 28 日

庄原市教育委員会教育長

庄原市学校適正配置検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 庄原市立小・中学校の適正な規模及び配置について、調査及び検討を行うため、庄原市学校適正配置検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討委員会は、庄原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の依頼等に応じ、次の事項について調査、検討し、その結果を教育委員会に提言する。

- (1) 庄原市立小・中学校の適正な規模及び配置に関する基本的な考え方
- (2) その他教育長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 検討委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 保護者代表
- (3) 地域社会関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条の規定による提言が終了するまでの間とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特別な理由があると認めたときは、任期中においても委嘱を解くことができる。

(委員長)

第 5 条 検討委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により、これを定める。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会議を主宰する。

- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって開くものとする。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。

- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

庄原市学校適正配置検討委員会委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	役 職 等
学校教育関係者 (第 1 号委員)	廣澤 伸高	庄原市小学校長会長
	定宗 讓二	庄原市中学校長会長
	藤崎 幸登	学校法人 庄原学園 庄原幼稚園長
	竹川 順子	庄原市立八幡保育所長
保護者代表 (第 2 号委員)	宮本 智弘	庄原市 P T A 連合会長
	加藤 康則	庄原市 P T A 連合会副会長
	田坂 伸介 (片岡 朋也)	庄原市保育所保護者会連絡協議会長 ※
	森永 靖之	学校法人 庄原学園 庄原幼稚園保護者会長
地域社会関係者 (第 3 号委員)	藤谷 善久	庄原市自治振興区連合会長
	井上 清憲	庄原市自治振興区連合会教育民生部会長
	三上 一城	庄原市民生委員児童委員協議会長
	堀江 直子	庄原地区女性連合会山内支部副会長
学識経験者 (第 4 号委員)	林 孝	広島大学大学院 教育学研究科 教授

任期:平成 28 年 5 月 1 日 から 要綱第 2 条に掲げる提言が終了するまで

※庄原市保育所保護者会連絡協議会選出委員については途中交代あり

平成 28 年 5 月 1 日 から平成 28 年 7 月 14 日まで (片岡委員)

平成 28 年 7 月 15 日 から 要綱第 2 条に掲げる提言が終了するまで (田坂委員)

平成 28 年 5 月 30 日

庄原市学校適正配置検討委員会委員長 様

庄原市教育委員会
教育長 牧原 明人

小中学校の適正な規模及び配置に関する提言について（依頼）

庄原市の小・中学校は、合併前後に旧市町単位で策定した適正配置計画による小中学校の統廃合が、平成22年3月末日の再編をもって完了し、小学校19校、中学校7校となりましたが、その後も児童生徒数は減少傾向にあり、小中学校の小規模化が進んでいます。

全国的にも児童生徒の減少による学校の小規模化が進む中、平成27年1月に学校規模のあり方に関する国の方針が示され、本市においても、小・中学校の適正な規模や配置についての検討は、避けては通れない現状に直面しており、喫緊の課題となっています。

こうした状況を踏まえ、本市の「第2期庄原市長期総合計画」及び庄原市教育委員会が策定した「庄原市教育振興基本計画」にも、「児童生徒数の減少による小規模校の課題に対応するため、学校再編に関する基本方針や基準など、学校の適正な規模・配置について検討を進めます」と明記し、取り組みを進めることとしています。

つきましては、本市の学校教育環境の充実に資するため、庄原市学校適正配置検討委員会設置要綱第2条の規定により、「庄原市立小中学校の適正な規模及び配置に関する基本的な考え方」について、調査、検討をいただき、平成28年12月20日までに提言を賜りたくお願い申し上げます。

■庄原市立小・中学校の児童生徒数の推移(平成28年5月1日現在)

資料 4

【小学校】

地域	学校名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	児童数の増減
庄原	庄原小学校	366	372	373	374	349	353	347	▲ 19 人 ▲ 5.2 %
	永末小学校	<u>51</u>	<u>53</u>	<u>48</u>	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>43</u>	<u>50</u>	▲ 1 人 ▲ 2.0 %
	高小学校	58	<u>54</u>	49	<u>47</u>	<u>49</u>	<u>50</u>	<u>48</u>	▲ 10 人 ▲ 17.2 %
	峰田小学校	<u>33</u>	<u>35</u>	<u>42</u>	<u>45</u>	<u>43</u>	<u>48</u>	<u>52</u>	19 人 57.6 %
	板橋小学校	115	127	137	149	164	171	170	55 人 47.8 %
	東小学校	161	161	152	145	142	128	128	▲ 33 人 ▲ 20.5 %
	山内小学校	59	<u>54</u>	57	<u>60</u>	<u>59</u>	59	55	▲ 4 人 ▲ 6.8 %
	川北小学校	<u>17</u>	<u>21</u>	<u>18</u>	<u>17</u>	<u>19</u>	<u>19</u>	<u>21</u>	4 人 23.5 %
西城	西城小学校	110	109	118	116	118	109	96	▲ 14 人 ▲ 12.7 %
	美古登小学校	<u>52</u>	56	61	<u>54</u>	71	<u>60</u>	<u>60</u>	8 人 15.4 %
東城	小奴可小学校	<u>54</u>	<u>48</u>	<u>40</u>	<u>42</u>	<u>43</u>	<u>34</u>	<u>38</u>	▲ 16 人 ▲ 29.6 %
	八幡小学校	<u>34</u>	<u>30</u>	<u>33</u>	<u>31</u>	<u>29</u>	<u>26</u>	<u>22</u>	▲ 12 人 ▲ 35.3 %
	粟田小学校	<u>25</u>	<u>23</u>	<u>19</u>	<u>23</u>	<u>21</u>	<u>21</u>	<u>22</u>	▲ 3 人 ▲ 12.0 %
	東城小学校	302	285	290	263	263	257	252	▲ 50 人 ▲ 16.6 %
口和	口南小学校	76	68	61	<u>58</u>	<u>58</u>	<u>52</u>	<u>56</u>	▲ 20 人 ▲ 26.3 %
	口北小学校	<u>35</u>	<u>32</u>	<u>34</u>	<u>34</u>	<u>35</u>	<u>39</u>	<u>40</u>	5 人 14.3 %
高野	高野小学校	93	93	92	93	88	88	87	▲ 6 人 ▲ 6.5 %
比和	比和小学校	54	61	55	<u>55</u>	49	55	<u>46</u>	▲ 8 人 ▲ 14.8 %
総領	総領小学校	96	88	89	78	72	61	<u>58</u>	▲ 38 人 ▲ 39.6 %
計		1,791	1,770	1,768	1,734	1,722	1,673	1,648	▲ 143 人 ▲ 8.0 %

【中学校】

地域	学校名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	生徒数の増減
庄原	庄原中学校	484	461	460	418	442	409	432	▲ 52 人 ▲ 10.7 %
西城	西城中学校	89	83	81	74	67	78	76	▲ 13 人 ▲ 14.6 %
東城	東城中学校	194	190	187	209	199	203	187	▲ 7 人 ▲ 3.6 %
口和	口和中学校	55	58	61	63	51	54	50	▲ 5 人 ▲ 9.1 %
高野	高野中学校	66	63	58	48	51	46	47	▲ 19 人 ▲ 28.8 %
比和	比和中学校	39	30	34	32	34	23	25	▲ 14 人 ▲ 35.9 %
総領	総領中学校	40	40	36	43	43	49	44	4 人 10.0 %
計		967	925	917	887	887	862	861	▲ 106 人 ▲ 11.0 %

※ 児童生徒数は、学校基本数調査(各年度5月1日現在)による

※ 児童数の二重下線は、複式学級あり

※ 児童数・生徒数の増減は、22年度と28年度の比較による

■庄原市立小・中学校の児童生徒数の推計

【小学校】

地域	学校名	28年度 (実数)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	児童数の 増減見込
庄原	庄原小学校	347	325	315	301	315	283	274	▲ 73 人
	永末小学校	50	48	56	59	67	79	83	33 人
	高小学校	48	43	41	40	39	39	40	▲ 8 人
	峰田小学校	52	52	52	47	49	45	45	▲ 7 人
	板橋小学校	170	166	168	163	154	159	171	1 人
	東小学校	128	133	130	136	132	144	149	21 人
	山内小学校	55	54	52	50	51	53	47	▲ 8 人
	川北小学校	21	21	24	27	26	31	37	16 人
	小計	871	842	838	823	833	833	846	▲ 25 人
西城	西城小学校	96	91	81	79	82	72	70	▲ 26 人
	美古登小学校	60	61	47	45	29	27	26	▲ 34 人
	小計	156	152	128	124	111	99	96	▲ 60 人
東城	小奴可小学校	38	44	47	42	42	40	37	▲ 1 人
	八幡小学校	22	23	23	24	22	20	20	▲ 2 人
	栗田小学校	22	21	24	21	24	23	20	▲ 2 人
	東城小学校	252	246	239	254	236	231	212	▲ 40 人
	小計	334	334	333	341	324	314	289	▲ 45 人
口和	口南小学校	56	62	66	68	63	61	56	0 人
	口北小学校	40	40	43	46	44	34	26	▲ 14 人
	小計	96	102	109	114	107	95	82	▲ 14 人
高野	高野小学校	87	87	73	73	72	70	65	▲ 22 人
比和	比和小学校	46	43	38	34	33	25	25	▲ 21 人
総領	総領小学校	58	58	59	60	60	59	53	▲ 5 人
合計		1,648	1,618	1,578	1,569	1,540	1,495	1,456	▲ 192 人 ▲ 11.7 %

【中学校】

地域	学校名	28年度 (実数)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	生徒数の 増減見込
庄原	庄原中学校	432	414	440	438	450	428	433	1 人
西城	西城中学校	76	87	90	88	96	77	68	▲ 8 人
東城	東城中学校	187	180	169	163	172	170	171	▲ 16 人
口和	口和中学校	50	48	38	38	42	52	58	8 人
高野	高野中学校	47	40	49	48	46	39	39	▲ 8 人
比和	比和中学校	25	26	29	26	23	25	20	▲ 5 人
総領	総領中学校	44	38	33	28	27	25	30	▲ 14 人
合計		861	833	848	829	856	816	819	▲ 42 人 ▲ 4.9 %

※ 29年度以降の児童生徒数は、住民基本台帳(平成28年5月1日現在)による

※ 児童数・生徒数の増減は、28年度と34年度の比較による

庄原市内小中学校位置図（平成28年4月1日現在）



■小規模校における学校教育環境の要素別一覧

[検討委員会での意見・感想等]

項 目	良い点・効果的と思われる事項	危惧される点・困難と思われる事項
児 童 生 徒 の 発 育 上 の 観 点	・子供同士の学びが良い方向に向かっている。 ・異年齢の子供同士でうまくコミュニケーションをとり、教え合える環境ができる。 ・少人数の授業は発表の機会が多く、子供達に力がつく。 ・意見や感想を発表できる機会が多くなる。 ・様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる。 ・複式学級では児童の前に立って教えることがあり、統率力が備わる。 ・複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる。	・クラスの人数が少なくなると、切磋琢磨していく環境にはなりにくいので、ある程度の人数は必要である。 ・同一学年でお互いに切磋琢磨する環境が必要である。 ・子供の間での新鮮さや競争が必要である。 ・多人数のリーダーの方がリーダー性を発揮している実態がある。 ・多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。 ・集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重したりする経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につみにくい。 ・コミュニケーション能力など、これから求められる子供達の「実力」を伸ばす際、複式学級では難しさがある。 ・切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい。 ・クラス替えができず、クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。 ・男女比の偏りが生じやすい。 ・1・2年生の複式学級は、子供が幼すぎ、間接授業が進めにくい状況が見受けられた。このような状況下では、複式学級と単式学級では子供達の理解力に差が出る。 ・複式学級では学年の違う子供が一緒に学ぶので心配である。 ・児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい。 ・教員への依存心が強まる可能性がある。 ・少人数の学校から中学校に進学した時、いきなりクラス的人数が増えて戸惑った。 ・進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある。 ・学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる。
教科指導、 生徒指導、 学 校 生 活 上 の 観 点	・複式学級においても、スムーズに授業が進んでいる学級があった。 ・5・6年生の複式授業は、児童がうまく対応できていた。 ・授業の中で思考が止まったとき、子供同士でフォローし合う事ができれば、複式学級が活きてくる。 ・クラス的人数の少ない方が、先生の手や目が行き届きやすい。 ・一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい。 ・運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える。 ・教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。 ・異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外活動を機動的に行うことができる。 ・教員と児童生徒の心理的な距離が近く、親しみやすい。	・教員の教える能力、児童の学ぶ力量に左右される。複式の授業で教員が苦労している状況が見受けられた。 ・複式授業を機能させるには、教員の努力と複式学級で子供達が授業を行う経験の積み上げが必要となる。 ・授業の中で子供達の思考が止まったとき、複式学級ではサポートしきれないケースがあると思われる。うまくサポートするには教員の力が必要である。 ・複式学級は、教科指導の面で、教員の力量が大きく関わってくるため、不利な立場となっているのは否めない。 ・複式学級を教える教員を育成するのは課題であり、特に社会・理科は難しい。国語や算数も同じで、教員がかなりの力量をつけないと教科のねらいを指導しきれない。 ・加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい。 ・複式学級では、人数が少ないためか、教員の教え方が丁寧すぎるように見受けられた。 ・教員と児童生徒の心理的な距離が近くなりすぎる。 ・運動会・文化祭・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果に影響が出る。

		・体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施が困難である。 ・班活動やグループ分けに制約が生じる。 ・実習・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に困難が生じる。 ・児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に工夫を要する。 ・児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる。 ・教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られる傾向が見られる。 ・生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける。 ・部活動の種類が限定される。
学校経営、 教員力量 形成上の 観点	・小回りが利き、学校経営の柱を立てやすい。 ・学校状況を把握しやすいため、学校経営のマネジメントサイクルがしやすい。 ・安全・安心の面で目が行き届きやすい。 ・地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい。 ・児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる。 ・児童が少ないため、PTAの役員をする機会が多く、学校のことが理解しやすくなった。	・複式学級で指導できる教員を育成するという課題がある。 ・中学校では学習教科が9教科あり、常勤の教員で足りない学校は、非常勤を配置している。 ・教頭が担任を兼務している小学校が3校あり、課題として認識している。 ・小学校で教頭が担任を兼務するのは、学校経営の面で厳しい。その労力は非常に重い。 ・教育課程のよりどころとなる学習指導要領は、単式学級を想定（複式学級は想定していない）しており、複式学級を担当する教員は非常に苦慮している。 ・複式学級の運営は、学校側で頑張るが、初任者がいきなり複式学級を担当するというのは酷なことだ。 ・児童が少ないため、PTAの役員をする機会が多くなった。 ・経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる。 ・教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある。 ・ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる。 ・複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい。 ・教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない。 ・平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる。 ・教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい（学年会や教科会等が成立しない）。 ・学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある。 ・部活動の指導者確保が困難となる。

「しょうばら教育の日」の創設について

1 趣旨

本市の教育の現状や取り組みを市民の皆さんに知っていただき、学校・家庭・地域が一緒になって子供たちを育てていく土壌をつくり、教育の充実と前進を図るために、毎年 11 月 1 日を「しょうばら教育の日」と定める。

また、その趣旨にふさわしい取り組みを意識・実施する期間として、11 月を教育月間とする。

2 基本計画における取り扱い

●第 2 期庄原市長期総合計画【抜粋】

第 3 章 基本計画

第 5 節 “学びと誇り” が実感できるまち（教育・文化）

5 家庭・地域の教育力の向上

(2) 教育風土の醸成

③ しょうばら教育の日の創設

すべての市民で次代を担う子供を育成する意識を高めるとともに、教育推進の機運を醸成するため、しょうばら教育の日を創設します。

●庄原市教育振興基本計画【抜粋】（基本理念等は「庄原市教育大綱」とされている。）

Ⅲ 基本計画

5 家庭・地域の教育力の向上

(1) 教育風土の醸成

【基本的な考え方】

○ 教育に対する関心・理解を深めていくために、学校教育・社会教育・教育行政の取り組みを積極的に情報発信するなど、市民が今行われている教育や今後の内容などについて、共に考えていく機会をつくります。

③ 「しょうばら教育の日」の創設

・ 市民全体で次代を担う子供を育成する意識を高めるとともに、本市教育を前進させる機運を醸成するため、「しょうばら教育の日」を創設します。

3 県内市町の「教育の日」制定状況

市町名	名称	時期	週間・月間	制定根拠	施行年度
三原市	三原教育の日	11 月 1 日		市議会決議	平成 21～
府中市	府中教育の日	11 月 1 日	11 月 府中教育月間	条例	平成 23～
世羅町	せら教育の日	11 月 1 日	11 月 せら教育月間	条例	平成 25～
東広島市	ひがしひろしま 教育の日	11 月 第 1 土曜日	11 月 1 日から 11 月 7 日 ひがしひろしま教育週間	教育委員会規則	平成 25～

※23 市町のうち、4 市町が制定

国： 11 月 1 日から 7 日「教育・文化週間」（昭和 34 年閣議了解）

広島県：11 月 1 日「ひろしま教育の日」（平成 13 年広島県条例）

11 月 1 日から 7 日「ひろしま教育ウィーク」